

令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに対する 電気料金の特別措置の対象期間等の拡大について

2024年2月29日
北陸電力株式会社

令和6年能登半島地震により被災されたみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

当社は、当該地震による甚大な被害および復旧・復興までの長期化の状況に鑑み、すでに実施している電気料金の特別措置（2024年1月5日お知らせ済み）の対象期間等を大幅に拡大することとし、2月27日、経済産業大臣に認可申請を行ない、本日、認可を受けましたのでお知らせいたします。

電気料金の特別措置の適用をご希望されるお客さまは、お申し込みをお願いいたします。

なお、すでに特別措置のお申し込みをいただいている場合は、拡大後の特別措置を適用いたしますので、改めてお申し込みいただく必要はございません。

また、当該地震に伴う家屋の損壊や避難等により、当面の間、電気をご使用されない場合は、お手数ではございますが、ご契約廃止のお申し込みをお願いいたします。

1. 電気料金の特別措置

(1) 対象地域（前回から変更なし）

①2024年1月1日に災害救助法が適用された地域

富山県：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市
射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町

下新川郡朝日町

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市
白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町

羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

福井県：福井市、あわら市、坂井市

②災害救助法が適用された地域に隣接する地域

富山県：魚津市、下新川郡入善町

石川県：野々市市、能美郡川北町

福井県：大野市、勝山市、鯖江市、越前市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町

丹生郡越前町

岐阜県：飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

(2) 対象期間等の拡大

①電気料金の支払期日延長

電気料金の支払期日について、対象月分および延長期間を拡大いたします。

対象月分 (前回)	延長期間	
	(前回)	(今回拡大)
2023年12月分 2024年1月分	1か月間	6か月間
2024年2・3月分		5か月間

対象期間の拡大	
対象月分	延長期間
2024年4・5月分	4か月間
2024年6・7月分	3か月間
2024年8・9月分	2か月間
2024年10・11月分	1か月間

②不使用月の電気料金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金の免除期間を延長いたします。

免除期間 (前回)	免除期間 (今回拡大)
6か月間	12か月間

③使用不能設備相当分の基本料金の免除

電気設備の一部が使用不能となった場合の使用不能設備相当分の基本料金の免除期間を延長いたします。

免除期間 (前回)	免除期間 (今回拡大)
2024年7月末日まで	2025年1月末日まで

すでに特別措置のお申し込みをいただいている場合は、拡大後の特別措置を適用いたしますので、改めてお申し込みいただく必要はございません。

2. ご契約廃止のお申し込みのお願い

当該地震に伴う家屋の損壊や避難等により、当面の間、電気をご使用されない場合は、お手数ではございますが、ご契約廃止のお申し込みをお願いいたします。

特別措置・ご契約廃止のお申し込み先(24時間受付可能なメールにてお申し込みください。)

●お申し込み先のメールアドレスや必要事項等の詳細は、以下からご確認をお願いします。

パソコンから

北陸電力 特別措置

検索

スマホから



お問い合わせ先

北陸電力株式会社 お客様サービスセンター

0120-776453 (受付時間 月～金曜日/9～17時 祝日・年末年始を除く)